

中津川市児童館 夏休みなど長期休暇期間中のランチタイム利用を始めます！

中津川市児童館では、夏休みなど長期休暇期間中で昼食時間に保護者等が留守となるご家庭の小学生が、持参してきた昼食をとることができる「ランチタイム利用」を始めます。

■ 児童館ランチタイム利用について ■

1 対象児童

- ・保護者の就労等により昼食時間に留守家庭の児童で、学童（放課後児童クラブ）を利用していない小学生。（利用申し込みが必要です。）

2 利用できる児童館と定員

- ・市内4か所の児童館（東児童館、西児童館、児童センター、坂本ふれあい施設）

※学区に関係なく、どの児童館でも利用できます。

※利用できる児童館は一人につき一か所です。

児童館	定員	休館日
東児童館（中津川2364-1721）	15名	日曜日、第3, 4, 5月曜日、祝日、年末年始
西児童館（駒場1249-12）	15名	日曜日、第3, 4, 5月曜日、祝日、年末年始
児童センター（かやの木町1-17）	20名	日曜日、第3, 4, 5月曜日、祝日、年末年始
坂本ふれあい施設（千旦林1457-13）	20名	土曜・日曜日、祝日、年末年始 ※令和7年は、4/1、4/2の利用ができません。

3 利用できる日と利用時間

【利用できる日】児童館の上記休館日以外の日で、学校の長期休暇となる日

- （1）学年始め休み（4月1日～春休み終了日）
- （2）夏休み
- （3）冬休み
- （4）学年末休み（春休み開始日～3月31日）

【ランチタイム利用時間】正午から午後1時までの1時間（昼食時間）

※ランチタイム以外の開館時間は自由に利用できます。

ただし、各児童館の行事などにより、利用できない日があります。

4 利用申込み

右のQRコードを読み取り、Logoフォームからお申込みください。

申込み期間：2月12日（水）～2月21日（金）



～裏面も必ずご確認ください～

(4 利用申込みのつづき)

- ・利用決定については、書面でお知らせいたします。
- ・定員を上回るお申し込みがあった際は抽選とさせていただきますので、ご了承ください。
※坂本ふれあい施設は定員を上回るお申し込みが予想されます。
- ・利用決定後、利用する児童館または子ども家庭課へ、4月の利用予定表を提出し、利用に関する説明を受けてください。（普段利用していない児童館を希望するときは、利用児童館で説明を受けていただくことをおすすめします。）

5 注意事項

- ◎昼食は、各自持参してください。
- ◎持参した昼食は児童館職員が所定の場所で保管しますが、保冷保管はできません。
保冷袋等に入れるなど各家庭の責任において持参してください。
児童館では食中毒や誤食、アレルギー等の事故の責任は負いかねます。
- ◎必要な水分については各自持参ください。ただし、お菓子やジュース類の持ち込みは禁止です。
- ◎お金やゲームの持ち込みは禁止です。
- ◎保護者の就労内容等に虚偽があった場合や児童館の規則に従わない場合等には、利用をお断りします。
- ◎お子さまがアレルギーを持っている場合は、必ずその旨お申し出ください。
- ◎保護者の就労状況が変更になった場合は、お申し出ください。
- ◎保護者の就労日以外の日は、利用できません。
- ◎昼食場所は、児童館内の指定された場所となります。
- ◎放課後児童クラブ（学童）を利用している児童は利用できません。
- ◎利用するお子さまだけでなく、家族に体調不良の方がいるときは、利用をお控えください。
- ◎ランチタイム以外の開館時間は自由に利用できます。
- ◎その他、児童館使用にあたっての約束やお願いがあります。

**「児童館ランチタイム利用」は、放課後児童クラブ（学童クラブ）とは異なり、お子さまをお預かりして育成するものではありません。
昼食の場所を提供するのみとなりますので、何卒ご了承ください。**